

申告書をパソコン等から作成・印刷できます(7頁参照)！詳しくは市HPをご覧ください。

# 令和6年度 市民税・県民税 申告のてびき

豊岡市役所 税務課

令和5年1月1日から12月31日までの1年間(以下、前年とする)の所得について、このてびきを参考に申告してください。

**提出期限・・・令和6年3月15日(金)**

**提出先・・・豊岡市役所 税務課 市民税係 または 各振興局 市民福祉課**

※郵送で提出される場合は、申告書と源泉徴収票・各種証明書等の添付書類を同封の返信用封筒に入れて提出してください。

## ■申告が必要な方

令和6年1月1日現在の住所が豊岡市内にあり、次の1～3のいずれかに該当する方

- 1 前年中に営業等・農業・不動産・配当・雑(年金を含む)等所得があった方
- 2 前年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください。)
- 3 以下の方は、市税条例による申告義務はありませんが、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定等の他、国民年金保険料の免除申請、就学援助申請、公営住宅入居等で必要になりますので、必ず申告書を提出してください。  
(1) 失業給付金、障害年金、遺族年金、扶助料、非課税の利子等の非課税所得のみの方  
(2) 前年中に所得がなく、かつ配偶者控除、扶養控除等の対象になっていない方  
※国民健康保険の加入者は、原則被扶養者でも申告が必要です。他の制度においても同様に被扶養者でも申告が必要となる場合がありますので、各制度の申請窓口でご確認ください。

## ■申告の必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 勤務先から給与支払報告書がすでに提出されている方で、給与と公的年金等以外の所得がない方
- 3 公的年金等による所得のみで、公的年金等以外の所得がない方  
※ただし、給与または公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

## ■申告に必要なもの

①マイナンバーカード(個人番号カード) ②源泉徴収票(給与・年金所得者) ③収入と必要経費が記載されている帳簿等(事業所得者) ④その他収入を証明する書類 ⑤国民年金・国民年金基金の支払証明書 ⑥生命保険・地震保険の支払証明書 ⑦医療費控除の明細書(医療費控除を受ける場合) ⑧その他控除を証明する書類(配当割額の控除を申告する方は配当等の支払通知書、株式等譲渡所得割額の控除を申告する方は株式譲渡に係る年間取引報告書を持参してください。)

※国外居住親族の扶養控除等については別途添付書類が必要となります。詳しくはおたずねください。

## ■個人番号(マイナンバー)について

申告書には、個人番号を記載してください。

提出の際には、申告者の①②いずれかの提示またはその写しの提出が必要です。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)
- ②番号確認書類(通知カード※、番号記載住民票の写しなどのうち1つ)と身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証などのうち1つ) ※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致する場合に限り利用できます。

## ■申告相談(予約制を導入しています)

期 間:令和6年2月16日(金)～3月15日(金) ※土曜日・日曜日・祝日を除く

受付時間:午前8時30分～午後3時【予約受付あり】※下記参照

相談時間:午前8時30分～午前12時/午後1時～午後4時

会 場:豊岡市役所本庁舎 2階大会議室、城崎振興局、竹野振興局、日高振興局、出石振興局、但東振興局

当日受付もありますが、受付できる人数には限りがあり、**長時間お待ちいただく場合やその日の相談をお断りする場合があります。**予約をすれば、短い待ち時間で相談を受けることができますので、事前予約をご利用ください。

予約は、スマホ・パソコン等(Web)または電話から**相談希望日前日の午後5時まで**に行っていただきますようお願いいたします。スマホやパソコン(Web)からの予約は休日を含め**24時間受付可能**ですので便利です。電話予約は、希望する申告相談会場の問合せ先へ平日の午前9時から午後5時の間にお電話ください。

▼予約フォーム:市ホームページ URL:<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/zeikin/1019700/1024184.html>

**【予約受付】《Web》2月7日(水) 午前9時から 先行受付開始、  
《電話》2月9日(金) 午前9時から 受付開始します。**



予約フォーム

ページ番号(市ホームページ内)  
1024184 表示

※電話予約受付開始当初は、電話がつながりにくくなります。相談日の融通の利く方は、時間を空けてお電話ください。

＜問合せ先＞	城崎振興局	市民福祉課	Tel0796-21-9066 (直通)
〒668-8666	竹野振興局	市民福祉課	Tel0796-21-9074 (直通)
豊岡市中央町2番4号	日高振興局	市民福祉課	Tel0796-21-9054 (直通)
豊岡市役所 税務課 市民税係	出石振興局	市民福祉課	Tel0796-21-9026 (直通)
Tel0796-21-9045 (直通)	但東振興局	市民福祉課	Tel0796-21-9033 (直通)



## ■所得金額

各所得金額の計算方法は次のとおりです。申告書の「1 収入金額等」と「2 所得金額」をそれぞれ記入してください。

事業	営業等 (申告書ア、①欄)	◎ <b>収入金額 - 必要経費 = 営業等所得金額</b> ※1 小売・卸売・製造・サービス業、自由業(医師、外交員、ホステス等)、漁業、内職などの事業から生じる所得です。必要経費とは、収入を得るために直接支出した費用のこと。※必要経費の特例あり(当ページ下部※2参照) 収支内訳書により所得金額を計算し、申告書とあわせて提出してください。
	農業 (申告書イ、②欄)	◎ <b>収入金額 - 必要経費 = 農業所得金額</b> ※1 稲作、畑作、畜産などの事業から生じる所得です。 収支内訳書により所得金額を計算し、申告書とあわせて提出してください。
	不動産 (申告書ウ、③欄)	◎ <b>収入金額 - 必要経費 = 不動産所得金額</b> 不動産(土地・建物など)の貸付等によって生じる所得です。 収支内訳書により所得金額を計算し、申告書とあわせて提出してください。
	利子 (申告書エ、④欄)	社公債や預貯金から生じる利子などの所得です。 利子所得には必要経費は認められませんので、収入金額がそのまま所得金額となります。 ※原則として、源泉分離課税のため申告不要です。
	配当 (申告書オ、⑤欄)	◎ <b>収入金額 - 必要経費(株式購入などの借入負債の利子) = 配当所得金額</b> 会社から受ける利益の配当、出資に対する剰余金の分配などの所得です。 申告書裏面「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄に記入してください。 ※配当割額控除については、8ページをご覧ください。
	給与 (申告書カ、⑥欄)	俸給、給料、賃金、賞与等による所得です。4ページの別表1により給与所得金額を計算してください。複数の源泉徴収票や支払証明書等がある方は、すべての支払金額を合算した額が給与収入金額となります。 【添付書類】源泉徴収票、雇主からの支払証明書等 ※源泉徴収票や支払証明書等を添付できない方は申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に記入してください。
雑	公的年金等 (申告書キ、⑦欄)	国民年金・厚生年金・共済年金などの公的年金等に係る所得です。4ページの別表2により公的年金等の所得金額を計算してください。 複数の公的年金等の源泉徴収票がある方は、すべての支払金額を合算した額が公的年金等収入金額となります。(遺族年金や障害年金等の非課税年金は含みません。) 【添付書類】源泉徴収票
	業務 (申告書ク、⑧欄)	◎ <b>収入金額 - 必要経費 = 業務に係る雑所得金額</b> 原稿料、講演料などの副収入による所得です。※必要経費の特例あり(当ページ下部※2参照)
	その他 (申告書ケ、⑨欄)	◎ <b>収入金額 - 必要経費 = その他の雑所得金額</b> 個人年金など、他の所得区分に当てはまらない所得です。
	総合譲渡〔短期・長期〕 (申告書コ、サ、⑩ 申告書裏面10欄)	◎ <b>収入金額 - 取得費等 - 特別控除額 = 総合譲渡所得金額</b> 自動車、機械、船舶、骨董、貴金属などの資産の譲渡により生じる所得です。ただし、土地や建物の譲渡は分離課税となるため、この総合譲渡には含めません。 譲渡した資産の保有期間が5年以内の場合は「短期」、5年を超える場合は「長期」に区分されます。 特別控除額は「収入金額 - 取得費等」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額です。
	一時 (申告書シ、⑪ 申告書裏面10欄)	◎ <b>収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額 = 一時所得金額</b> 生命保険の満期返戻金、懸賞当選金、競輪や競馬の払戻金などの一時的な所得です。 特別控除額は「収入金額 - 収入を得るために支出した金額」と50万円のいずれか少ない方の金額です。 課税される一時所得は、一時所得金額の2分の1です。

※1 記帳・帳簿書類の保存がない場合は「業務に係る雑所得(申告書ク、⑧欄)」となります。

### ※2 ～家内労働者等の必要経費の特例～

事業所得又は雑所得の金額は、総収入金額から実際に支出した必要経費を差し引いて計算しますが、家内労働者等の場合には、必要経費として55万円まで認める特例があります。

家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。(シルバー人材センターからの配分金は、家内労働者等の必要経費の特例の対象です。)

特例を適用する場合は、該当する所得欄に所得金額とあわせて(特)を記入してください。

### 【申告書の記入・提出上の注意】

- ・ボールペンで大きくはっきりと記入してください。(消せるボールペンは、使用しないでください。)
- ・生命保険料控除や地震保険料控除、社会保険料控除(国民年金保険料の場合)など、証明書類の添付を要する控除を申告される場合は、必ず各控除証明書(原本)を添付してください。申告書に各控除の記載があっても、控除証明書(原本)の添付がなければ控除されません。

◇別表

【別表1 給与所得金額計算表】

(単位：円)

給与等の収入金額 (A)		給与所得金額	
～	550,999		0
551,000	～ 1,618,999	A	－ 550,000
1,619,000	～ 1,619,999		1,069,000
1,620,000	～ 1,621,999		1,070,000
1,622,000	～ 1,623,999		1,072,000
1,624,000	～ 1,627,999		1,074,000
1,628,000	～ 1,799,999	A ÷ 4 = B	B × 2.4 + 100,000
1,800,000	～ 3,599,999	※Bは千円	B × 2.8 - 80,000
3,600,000	～ 6,599,999	未滿切捨	B × 3.2 - 440,000
6,600,000	～ 8,499,999		A × 0.9 - 1,100,000
8,500,000	～	A	－ 1,950,000

【別表2 公的年金等所得金額計算表】

◎昭和34年1月2日以後に生まれた方 (令和5年12月31日時点で65歳未滿の方)

(単位：円)

年金収入金額 (A)	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999	A	－ 600,000	A
1,300,000	A × 0.75	－ 275,000	A × 0.75
4,100,000	A × 0.85	－ 685,000	A × 0.85
7,700,000	A × 0.95	－ 1,455,000	A × 0.95
10,000,000	A	－ 1,955,000	A

◎昭和34年1月1日以前に生まれた方 (令和5年12月31日時点で65歳以上の方)

(単位：円)

年金収入金額 (A)	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999	A	－ 1,100,000	A
3,300,000	A × 0.75	－ 275,000	A × 0.75
4,100,000	A × 0.85	－ 685,000	A × 0.85
7,700,000	A × 0.95	－ 1,455,000	A × 0.95
10,000,000	A	－ 1,955,000	A

◇所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する方

- ①本人が特別障害者に該当する方
- ②23歳未滿の扶養親族を有する方
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

2. 給与所得と年金所得の双方を有する方

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方  
 ※上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額からの控除となります。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)}) - 10\text{万円}$$

■所得から差し引かれる金額(所得控除)

所得控除には次のようなものがあります。当てはまるものについて計算し、申告書に記載してください。

<p>社会保険料控除 (申告書⑬欄)</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)を支払った場合に受けられる控除です。 <b>支払った保険料の全額が控除額になります。</b> 【添付書類】国民年金保険料控除証明書など 【提示書類】領収証書、社会保険料控除証明書など</p>																								
<p>小規模企業共済等掛金控除 (申告書⑭欄)</p>	<p>小規模企業共済掛金、企業型・個人型確定拠出年金掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に受けられる控除です。<b>支払った掛金の全額が控除額になります。</b> 【添付書類】支払証明書</p>																								
<p>生命保険料控除 (申告書⑮欄)</p>	<p>あなたや配偶者、その他の親族を保険金の受取人とする生命保険料又は介護医療保険料を支払った場合に受けられる控除です。年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて支払った保険料も控除が受けられます。控除金額の計算方法は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="323 510 1493 714"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約(平成24年1月1日以後契約分)</th> <th colspan="2">旧契約(平成23年12月31日以前契約分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> <th>支払保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 12,000円</td> <td>支払生命保険料の全額</td> <td>～ 15,000円</td> <td>支払生命保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～ 32,000円</td> <td>支払額×0.5+6,000円</td> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>支払額×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～ 56,000円</td> <td>支払額×0.25+14,000円</td> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>支払額×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額は、最高7万円 ※介護医療保険料は新契約となります。 ※一般生命保険料、個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上の表中の算式により計算した額の合計が控除金額となります。(ただし、最高2万8千円) ※一般生命保険料、個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方を支払っている場合で、旧契約のみについて計算した控除額が、新契約と旧契約の両方の生命保険料について計算した控除額よりも有利になっている場合には、旧契約のみについて生命保険料控除の適用を受けることができます。(ただし、最高3万5千円) 【添付書類】支払証明書</p>	新契約(平成24年1月1日以後契約分)		旧契約(平成23年12月31日以前契約分)		支払保険料の金額	保険料控除額	支払保険料の金額	保険料控除額	～ 12,000円	支払生命保険料の全額	～ 15,000円	支払生命保険料の全額	12,001円～ 32,000円	支払額×0.5+6,000円	15,001円～ 40,000円	支払額×0.5+7,500円	32,001円～ 56,000円	支払額×0.25+14,000円	40,001円～ 70,000円	支払額×0.25+17,500円	56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円
新契約(平成24年1月1日以後契約分)		旧契約(平成23年12月31日以前契約分)																							
支払保険料の金額	保険料控除額	支払保険料の金額	保険料控除額																						
～ 12,000円	支払生命保険料の全額	～ 15,000円	支払生命保険料の全額																						
12,001円～ 32,000円	支払額×0.5+6,000円	15,001円～ 40,000円	支払額×0.5+7,500円																						
32,001円～ 56,000円	支払額×0.25+14,000円	40,001円～ 70,000円	支払額×0.25+17,500円																						
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円																						
<p>地震保険料控除 (申告書⑯欄)</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している居住用家屋、生活用動産を保険や共済の目的とし、かつ地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害額をてん補する保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震保険料を支払った場合に受けられる控除です。 <b>◎地震保険料の控除額 + 旧長期損害保険料の控除額 = 地震保険料控除額</b> ※控除額は、最高2万5千円 ※旧長期損害保険料は平成18年12月31日以前に締結した契約に係るものが控除対象です。 【添付書類】支払証明書</p> <table border="1" data-bbox="632 1256 1485 1464"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料の金額</th> <th>地震保険料の控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>～ 50,000円</td> <td>支払保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>支払保険料の金額</td> <td>旧長期損害保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆1件の契約に地震保険と旧長期損害保険が含まれている場合は、いずれか一方の控除しか受けられません。</p>		支払保険料の金額	地震保険料の控除額	地震保険料	～ 50,000円	支払保険料×0.5	50,001円～	25,000円	旧長期損害保険料	支払保険料の金額	旧長期損害保険料の控除額	～ 5,000円	支払保険料の金額	5,001円～ 15,000円	支払保険料×0.5+2,500円		15,001円～	10,000円						
	支払保険料の金額	地震保険料の控除額																							
地震保険料	～ 50,000円	支払保険料×0.5																							
	50,001円～	25,000円																							
旧長期損害保険料	支払保険料の金額	旧長期損害保険料の控除額																							
	～ 5,000円	支払保険料の金額																							
	5,001円～ 15,000円	支払保険料×0.5+2,500円																							
	15,001円～	10,000円																							
<p>寡婦控除 ひとり親控除 (申告書⑰～⑱欄)</p>	<p>令和5年12月31日現在、あなたが次の①～③のいずれかに該当する場合に受けられる控除です。 <b>◎寡婦控除…控除額 26万円(ひとり親控除に該当しない方)</b> ① 夫と離婚後に婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別後に再婚していない方や夫が生死不明の方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方 <b>◎ひとり親控除…控除額 30万円</b> ③ 配偶者が生死不明又は婚姻・再婚していない人のうち、次の3つの要件をすべて満たす方 ・事実上婚姻関係にあると認められる人がいないこと ・生計を一にする子がいること ・前年中の合計所得金額が500万円以下であること ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外となります。 ※「生計を一にする子」のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。</p>																								
<p>勤労学生控除 (申告書⑲欄)</p>	<p>あなたが勤労学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得(不動産、配当、譲渡等)が10万円以下の場合に受けられる控除です。 <b>控除額 26万円</b> 【添付書類】学校等から交付される在学証明書(職業訓練校等を含む)</p>																								
<p>障害者控除 (申告書⑳欄)</p>	<p>令和5年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満の年少扶養者を含む)が次に該当する場合に受けられる控除です。 <b>◎障害者…控除額 26万円</b> ① 知的障害者と判定され、療育手帳の交付を受けている方</p>																								

	<p>② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方          ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方          ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方          ⑤ 65歳以上で①又は③に該当する方と同程度の障害があり、市町村長等の認定を受けている方</p> <p>◎特別障害者・・・控除額 30万円          (対象者があなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかと同居している場合は、控除額は53万円となります。)</p> <p>⑥ ①に該当する方で、重度「A」と判定された方          ⑦ ②に該当する方で、手帳に1級と記載されている方          ⑧ ③に該当する方で、手帳に1級又は2級と記載されている方          ⑨ ④に該当する方で、特別項症から第3項症までの方          ⑩ ⑤に該当する方で、心神喪失又は身体障害者1、2級と同程度の障害がある方          ⑪ 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方          ⑫ 引き続き6ヶ月以上にわたって、寝たきりで複雑な介護を要する方</p> <p>【提示書類】療育手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、その他証明書等</p>										
<p>配偶者(特別)控除          (申告書⑳～㉒欄)</p>	<p>【配偶者控除】          あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられる控除です。          (配偶者が事業専従者である場合を除く。配偶者特別控除との重複不可。)</p> <p>ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1千万円を超える場合は対象外ですが、同一生計配偶者(控除なし)には該当します。</p> <p>【配偶者特別控除】          あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く。)の前年中の合計所得金額が48万円超133万円未満の場合に受けられる控除です。ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1千万円を超える場合は対象外です。</p> <p>また、夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。          ◇控除額は7ページの「配偶者控除額表」をご覧ください。</p>										
<p>扶養控除          (申告書㉓欄)</p>	<p>あなたと生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合、それぞれ次の額を控除することができます。</p> <table border="1" data-bbox="352 1025 1433 1167"> <tr> <td>一般扶養親族(昭和29年1月2日～平成13年1月1日、平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの方)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれの方)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等*</td> <td>45万円</td> </tr> </table> <p>*老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者との同居を常としている方のこと</p> <p>なお、平成20年1月2日以降に生まれた方(16歳未満)の扶養親族がある場合は、申告書「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に記入してください。</p>	一般扶養親族(昭和29年1月2日～平成13年1月1日、平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの方)	33万円	特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)	45万円	老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれの方)	38万円	同居老親等*	45万円		
一般扶養親族(昭和29年1月2日～平成13年1月1日、平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの方)	33万円										
特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)	45万円										
老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれの方)	38万円										
同居老親等*	45万円										
<p>基礎控除          (申告書㉔欄)</p>	<p>基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="352 1317 906 1458"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
合計所得金額	基礎控除額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超2,450万円以下	29万円										
2,450万円超2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	適用なし										
<p>雑損控除          (申告書㉕欄)</p>	<p>災害や盗難又は横領によって、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族の資産に損害を受けた場合に受けられる控除です。控除額は、次の①と②のいずれか多い方の金額です。</p> <p>① (損害金額 - 保険金等補てん金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)          ② 災害関連支出の金額 - 5万円</p> <p>【添付書類】事故・り災証明、損失額に関する明細書、領収書など</p>										
<p>医療費控除          (申告書㉖欄)</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に受けられる控除です。※控除額は最高200万円</p> <p>◎ (医療費 - 保険金・高額療養費等補てん金額) - (「10万円」と「合計所得金額の5%」のいずれか少ない方の金額)</p> <p>※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例について、詳しくはおたずねください。          【添付書類】医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書</p>										
<p>★事業専従者</p>	<p>あなたと生計を一にする配偶者と15歳以上の親族で、原則として6ヶ月を超える期間、事業に従事した場合に控除が受けられます。控除額は次の①と②のいずれか低い方の金額です。</p> <p>① 配偶者86万円、その他の親族50万円          ② 事業所得金額 ÷ (専従者の人数 + 1)</p> <p>控除額は各事業専従者の給与収入金額となります。申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」に氏名等を記入してください。</p>										

## ◇配偶者控除・配偶者特別控除◇

### 【配偶者控除額表】

区 分	納税義務者の 合計所得金額	市県民税の控除額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一 般		33万円	22万円	11万円	控除適用なし
老 人		38万円	26万円	13万円	

老人は昭和29年1月1日以前生まれの方（70歳以上）

### 【配偶者特別控除額表】

配偶者の合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額	市県民税の控除額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	控除適用なし
100万円超 105万円以下		31万円	21万円		
105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	

## ◇上場株式等の配当所得・譲渡所得に係る課税方式の統一について◇

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは所得税の課税方式と一致させることになりました。

令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

## ◇国外居住親族に係る扶養控除等の見直しについて◇

扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の者が除外されることになりました。ただし、以下の者は扶養控除等の対象とすることができます。

- 1 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
  - 2 障害者
  - 3 その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者
- なお、国外居住の配偶者が配偶者控除を受けるための要件については変更ありません。

## ◇森林環境税(国税)の課税について◇

森林環境税とは、森林の整備及びその促進の施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対し、ひとり年額1,000円が課税され、個人住民税均等割とあわせて徴収されます。なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乗せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。

### 【自宅のパソコン等で申告書の作成や試算ができます！】

- ・作成した申告書を印刷し、市民税・県民税申告書として提出が可能です。
- ・所得や控除の情報を基に、市民税・県民税の試算が行えます。
- ・ふるさと納税の控除限度額を簡易的に計算できます。

ページ番号(市ホームページ内)

1024205 表示



市ホームページ URL: <https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/zeikin/1019700/1024205.html>  
(市民税・県民税申告書作成ページ)

市民税・県民税申告書作成ページ

## ■税額控除

調整 控除	<p>市民税・県民税と所得税では、扶養控除や基礎控除などの人的控除額に差があります。そのため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、納税者の税負担が税源移譲前後で変わらないように調整するのがこの人的調整控除です。控除額は次の計算式により求めます。</p> <p>◎ 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方  <u>「市県民税と所得税との人的控除額の差の合計額」と「合計課税所得金額」のいずれか少ない方の金額の5%</u>          ◎ 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の方  <u>「市県民税と所得税との人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)」×5%</u>          (注)ただし、計算された額が2,500円未満の場合は、2,500円を控除額とします。          ※控除する額は、市民税と県民税の税率割合(6:4)に応じて、それぞれの所得割額から控除されます。          ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用されません。</p>																																		
配当控除	<p>配当所得がある方は、その金額に右表の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">課税所得金額</th> <th colspan="2">1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2">1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私募証券投資 信託等</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%			私募証券投資 信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%				0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
項目	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																														
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税																													
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																															
私募証券投資 信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																															
	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																															
配当割額 控除 株式等譲渡 所得割額 控除	<p>一定の上場株式等の配当所得や源泉徴収ありを選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得については、配当割又は株式等譲渡所得割として、他の所得と区別して5%の税率による分離課税が行われます。配当の支払者や、譲渡の対価の支払者が徴収(特別徴収)します。これらの所得は、申告しなくてもよいことになっていますが、申告を行った場合には、特別徴収された額を所得割額から控除します。控除額は次のとおりです。</p> <p>◎市民税:配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5          ◎県民税:配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5</p> <p>なお、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等の所得は非課税とされています(NISA)。</p>																																		
寄附金 税額控除	<p>寄附金税額控除の対象は、都道府県・市区町村に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、都道府県・市区町村が条例で定める寄附金です。寄附金額はあなたの前年中の総所得金額等の30%を限度とします。計算式は次のとおりです。</p> <p>◎ 都道府県・市区町村に対する寄附金 = ①基本控除額+②特例控除額          ①基本控除額:(寄附金額－2,000円)×10%          ②特例控除額:(寄附金額－2,000円)×{90%－【寄附者に適用される所得税の税率】×1.021}          ※②は市民税・県民税所得割額(調整控除後)の20%を限度とする。          ※ふるさと納税指定対象外の都道府県・市区町村に対する寄附金については、②は対象外となります。</p> <p>◎ 都道府県・市区町村以外に対する寄附金 = (寄附金額－2,000円)×10%          【添付書類】寄附金の受領書・証明書等</p>																																		

## ■税額計算の仕方

市民税・県民税は、所得割と均等割を合算し、課税します。

### <所得割の計算方法>

- ①収入金額－必要経費(専従者控除額含む)=(A)所得金額
- ②(A)－所得控除合計額=(B)課税所得金額 ※千円未満切捨
- ③(B)×県民税率4%=(C)県民税算出所得割額
- ④(B)×市民税率6.1%=(D)市民税算出所得割額
- ⑤(C)－県民税税額控除=(E)県民税所得割額 ※百円未満切捨
- ⑥(D)－市民税税額控除=(F)市民税所得割額 ※百円未満切捨
- ⑦(E)+(F)=市民税・県民税所得割額

<均等割額>市民税:3,000円 県民税:1,800円※うち800円は県民緑税

【森林環境税】1,000円(国税)

### 非課税となる方

#### ◆所得割、均等割及び森林環境税が課税されない方

- ①令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③▽同一生計配偶者や扶養親族の方がいない場合  
 前年中の合計所得金額が38万円以下の方  
 ▽同一生計配偶者や扶養親族の方がいる場合  
 28万円×(同一生計配偶者又は扶養親族数+1)+26万8千円以下の方

#### ◆所得割が課税されない方

- ▽同一生計配偶者や扶養親族の方がいない場合  
 前年中の総所得金額が45万円以下の方
- ▽同一生計配偶者や扶養親族の方がいる場合  
 35万円×(同一生計配偶者又は扶養親族数+1)+42万円以下の方  
 ※この限度額をわずかに上回る方には調整措置があります。

P2「申告書の記入例」  
で税額を計算すると...

<所得金額>	
給与所得	4,225,600円
+ 雑所得	300,000円
(合計)	4,525,600円...①
<所得控除額>	
社会保険料控除	377,700円
生命保険料控除	66,500円
地震保険料控除	13,261円
障害者控除	790,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	450,000円
+ 基礎控除	430,000円
(合計)	2,457,461円...②
<課税所得金額> ①-②	
①合計所得金額	4,525,600円
- ②所得控除合計額	2,457,461円
	2,068,000円 (千円未満切捨)

市民税	県民税	森林環境税
算出所得割額		
2,068,000円	2,068,000円	
× 6.1%	× 4%	
126,148円	82,720円	
税額控除 ※調整控除		
11,760円	7,840円	
算出所得割額－税額控除＝<所得割額>		
126,148円	82,720円	
- 11,760円	- 7,840円	
114,300円	74,800円	
(百円未満切捨)	(百円未満切捨)	
<均等割額>		
3,000円	1,800円	
<所得割額+均等割額+【森林環境税】=年税額		
114,300円	74,800円	
+ 3,000円	+ 1,800円	1,000円
117,300円	76,600円	1,000円
<市民税額+県民税額+【森林環境税額】=年税額		
117,300円+76,600円+1,000円=194,900円		